

健康と安心を守る

国民健康保険



国保マスコット 健康まもるくん

国民健康保険は、加入している方が病気やケガで治療するときにかかる医療費を、みんなで負担しあう相互扶助を目的としている制度です。

私たちの健康と安心を守るため、国民健康保険制度について正しく理解し、保険料の納付にご協力ください。

問合せ 国保年金課・内線3221～3223

国民健康保険税を納めましょう

納めましょう

国民健康保険の健全な運営のため、保険料の期限内納付にご協力ください。特別な事情もなく保険料を滞納すると、督促や延滞金が徴収される場合があります。

滞納期間が長期になると、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。

納税は

口座振替が便利です

納税通知書に添付されている「口座振替依頼書」に必要な事項をご記入のうえ、市指定

【保険料の納期限】平成20年度

第1期	7月31日
第2期	9月1日
第3期	9月30日
第4期	10月31日
第5期	12月1日
第6期	1月5日
第7期	2月2日
第8期	3月2日

の金融機関の窓口でお申し込みください。(印鑑、預金通帳、保険料の納付書が必要です)

年金から保険料が徴収されます

次の①～③の全てに該当する方は、20年10月に支給される年金から、保険料(2カ月分相当額)が差し引かれます。(特別徴収)

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者(加入者)であること
- ②世帯内の国民健康保険の加入者全員が65歳から74歳であること
- ③特別徴収の対象となる年金の額が年間18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計が、年金額の2分の1を超えないこと

軽減と減免措置

後期高齢者医療制度に伴い、国保税の軽減等の措置があります。

◆所得が少ない方に対する軽減

減措置

国保から後期高齢者医療制度へ移行した方がいたため、国保税の軽減が受けられなくなる場合、後期高齢者医療制度に移行した方を含めて、5年間に渡って軽減判定をします。

◆平等割で賦課される国保税の軽減措置

国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいたため、国保世帯の被保険者が単身となる場合、国保税の平等割(1世帯につき定額)が5年間半額になります。

◆被用者保険の被扶養者であった方(65歳から74歳の旧被扶養者)の軽減措置

社保や共済などの被用者保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行する場合、その扶養になっていた方は社保等の資格を失い、国保に加入することになります。その場合、申請により、2年間減免措置が受けられます。旧被扶養者の方の所得と資産

多段階免除制度があります ～国民年金保険料～

経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除されます。

被保険者の方の負担能力に対応できるよう段階的に免除基準を設定して、納付しやすい環境づくりをめざします。

＜免除承認期間＞

申請月	承認期間
20年7月	19年7月～20年6月 (18年所得で審査)
20年8月～21年7月	20年7月～21年6月 (19年所得で審査)

※免除の対象は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得がそれぞれ免除基準以下の場合です。天災や失業等の理由による申請もできます。その際は、公的機関で発行する証明書等を添付してください。

※申請は毎年必要ですが、全額免除・納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続申請できる制度があります。

＜免除の対象となる所得(収入)の目安＞

	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
4人世帯 (夫婦・16歳未満の子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※()内は給与所得者の年収ベースの目安

問合せ 浦和社会保険事務所国民年金業務課 ☎048-831-1278
埼玉国民年金電話相談センター ☎048-831-1851
市国保年金課・内線3225

お気軽にご利用ください

休日納税相談

国民健康保険税・市税の休日納税相談に併せて、平日に

納税できない方のために納税窓口を開設します。また、国保の異動届出の一部の受付業務も行っていますので、事前に国保年金課にお問い合わせのうえお越しください。

日時 7月26日(土)・27日(日) 午前9時～午後3時

※認印を持参してください

場所 市役所1階国保年金課窓口および納税課窓口

問合せ 国保年金課・内線3221～3223、納税課・内線2731～2733



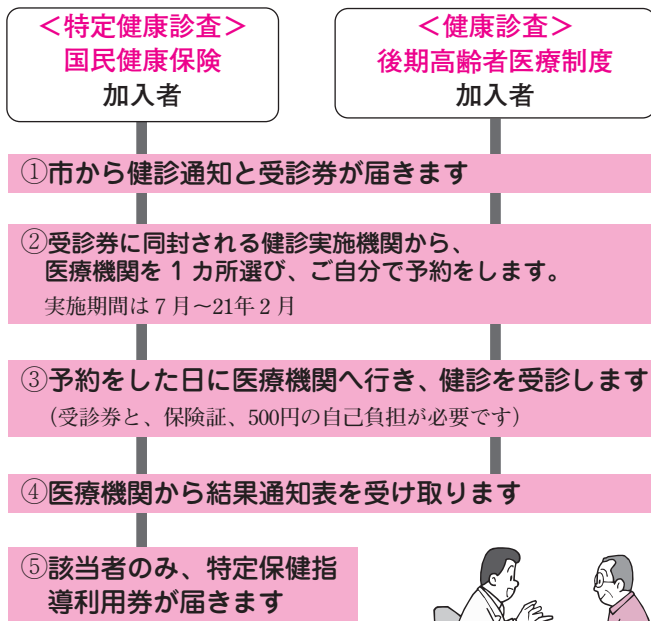
開催日程
 7月19日(土) 午後5時～7時 中央公民館
 7月20日(日) 午前10時～正午 南公民館
 7月22日(火) 午後2時～4時 ふれあいプラザさくら
 7月23日(水) 午後7時～9時 市役所2階市民フォーラム

内容 特定健康診査と、10月から始まる国民健康保険税の特
 別徴収について

問合せ 説明会および特定健康診査Ⅱ国保年金課・内線322
 1～3223、健康診査Ⅱ高齢者支援課・内線3731

◆「特定健康診査と国民健康保険税の住民説明会」を開催

《 健診を受ける手順 》



健診結果について、不安なこと
 などがありましたら、健診を受
 けた医療機関にご相談ください



◆特定健康診査・特定保健指導、健康診査
 受診することで、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候
 群）の早期発見と早期予防に役立ちます。

メタボリックシンドロームの早期発見と早期予防を
 7月から
特定健康診査
健康診査
 始まります

ご協力ありがとうございました

市民意識調査の結果がまとまりました

市内在住の満20歳以上の方3,000人を対象に、20年1月～2月に「市民意識調査」を行いました。
 日常生活や身のまわりの様子、鳩ヶ谷市の将来など、18項目全29問について、ご意見を伺った結果の一部をご
 紹介します。（市民意識調査の内容と結果のすべては、市ホームページや、市役所2階市民相談・情報公開センタ
 ー等でご覧いただけます）
 問合せ 総合政策課・内線2421、2422

「重点的に取り組むべき政策は何ですか？」

- | | | |
|----|--------------------------|-------|
| 1位 | 安心・安全なまちづくり | 22.5% |
| 2位 | 社会の変化に柔軟に対応する
福祉基盤づくり | 13.6% |
| 3位 | 教育の充実 | 11.6% |
| 4位 | スリムで効率的な市政の実現 | 10.1% |
| 5位 | 環境保全対策 | 9.7% |

《調査の概要》

調査対象 市内に在住する満20歳以上の方
 調査人数 3,000人無作為抽出
 調査方法 郵送配布・郵送回収
 有効回収数 1,215通 (40.5%)
 内 男性 529通 (43.5%)
 女性 676通 (55.6%)
 無回答 10通 (0.9%)

●居住暦

「30年以上」47.1%、「20年以上30年未満」15.9%、「10
 年以上20年未満」10.7%と、7割以上の方が長年鳩ヶ谷
 に住み続けています。

●住みごころ

「かなり良くなった」10.2%「やや良くなった」30.8%
 と、4、5年前に比べると良くなったと感じる方が約4
 割。対して31.1%の方が「変わらない」としています。

●今後の居住傾向

「ずっと住みたい」38.9%、「当分の間住みたい」29.5%
 と約7割が住み続けたいと考えています。

この調査結果は、皆さんの貴重な意見として、21年度に策定予定の、まちづくりの基本となる「第4次鳩ヶ谷
 市総合振興計画後期基本計画」やその他の計画に反映してまいります